平成２７年（再イ）第７４号
大阪市淀川区西三国１丁目２番29―207号
再生債務者　笹野　尚佳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第５号
奈良市西大寺芝町１丁目９番14―103号
再生債務者　高巣　文彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月28日　奈良地方裁判所

平成２６年（再イ）第２５８号
北海道恵庭市恵み野北６丁目８番11
再生債務者　野田　浩康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月29日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第３０４号
札幌市西区山の手２条７丁目２番１―608号
再生債務者　高村　一正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月29日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１号
青森県八戸市大字河原木字八太郎山官地八戸特借宿舎15―４―３、開始決定時の住所青森県むつ市小川町１丁目３番14号シティハイムレトアＡ105号
再生債務者　山中　一志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月29日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再イ）第４１号
大阪市淀川区加島３丁目11番53―303号
再生債務者　青田　憲吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月29日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第４２号
大阪市淀川区加島３丁目11番53―303号
再生債務者　青田こずえ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月29日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第５４号
静岡市清水区折戸１丁目14番18号
再生債務者　志村　　旭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月29日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第６号
愛知県岡崎市柱１丁目６番地５　ヴェルデコリナ305
再生債務者　矢田　船雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月29日
名古屋地方裁判所岡崎支部

寄託作品受託証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように寄託作品受託証書紛失の連絡がありましたので、東京国立近代美術館美術作品寄託受入細則第５条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 27 年６月 11 日

独立行政法人国立美術館
東京国立近代美術館

紛失証書記号番号	交付年月日	紛失年月日	備考
東近美会第５の２	平成26年４月１日	平成27年４月30日	
東近美会第８の13	平成27年４月１日		

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第10号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成27年５月25日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 27 年６月 11 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第Q154号
2．名称　日本光電富岡株式会社
3．住所　東京都新宿区西落合１丁目31番４号
4．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　三重県トラック事業厚生年金基金
2．事務所の所在地　三重県津市桜橋３丁目53―11
3．設立事業所の名称及び所在地　阿倉川運送株式会社　三重県四日市市、池畑運送株式会社　三重県四日市市、市川物流サービス株式会社　三重県四日市市、川喜田運送株式会社　三重県四日市市、有限会社加藤中央運輸　三重県四日市市、株式会社かぶと運送　三重県四日市市、三糧輸送株式会社　三重県四日市市、三昌運輸倉庫株式会社　三重県四日市市、三岐通運株式会社　三重県四日市市、株式会社トランビス　三重県四日市市、塩浜運送株式会社　三重県四日市市、塩浜工運株式会社　三重県四日市市、末広運輸株式会社　三重県四日市市、大日運輸株式会社　三重県四日市市、株式会社ＹＭネット　三重県三重郡菰野町、東海運輸建設株式会社　三重県四日市市、中日本陸運株式会社　三重県四日市市、株式会社西野　三重県四日市市、花井運送有限会社　三重県四日市市、平尾運送有限会社　三重県四日市市、株式会社ふじや本店　三重県四日市市、平和急送株式会社　三重県四日市市、株式会社水谷運輸倉庫　三重県四日市市、伊鈴輸送株式会社　三重県亀山市、四日市運送株式会社　三重県鈴鹿市、山才運送有限会社　三重県四日市市、秋山運輸株式会社　三重県桑名市、株式会社益生小型運送　三重県四日市市、柴田運送株式会社　三重県桑名市、城田運送株式会社　三重県桑名市、北勢運送株式会社　三重県桑名市、豊運送株式会社　三重県桑名市、金森建設株式会社　三重県桑名市、由原運送株式会社　三重県いなべ市、大川運輸倉庫株式会社　三重県三重郡川越町、伊井運輸株式会社　三重県三重郡川越町、楠町運送有限会社　三重県四日市市、丸加運輸株式会社　三重県鈴鹿市、富一運送有限会社　三重県三重郡川越町、トミス運送有限会社　三重県四日市市、株式会社共栄ロジックサービス　三重県三重郡川越町、丸冨士興運有限会社　三重県桑名郡木曽岬崎、株式会社エヌティーシー　三重県四日市市、株式会社暁興産　三重県三重郡川越町、寺倉運送有限会社　三重県桑名市、辻運送株式会社　三重県いなべ市、川越運送株式会社　三重県三重郡川越町、兼清運送株式会社　三重県四日市市、東海運送有限会社　三重県三重郡朝